

多世代での同居を応援します

2026
年度

愛川町三世代同居定住支援 住宅取得補助金

上限
50万円

手続きの詳細やご不明な点については、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 愛川町政策秘書課 電話:046-285-6924

制度の概要

三世代以上で同居するために、子または孫世代の生計維持者もしくはその配偶者で40歳未満の者が愛川町に転入をし、かつ住宅を取得（新築または売買）する場合に、費用の一部を補助します。

◎ 補助金額は住宅取得費用の1/2(上限50万円、千円未満切捨て)

申請方法

- 住宅取得後、申請書に必要書類を添えて、政策秘書課窓口へ直接提出してください。（土・日、祝日および年末年始を除く、午前8時30分～午後5時15分）
- 申請書は、町ホームページに掲載しているほか、政策秘書課で配布しています。

申請時添付書類

- 親、子、孫等の関係を証明する戸籍全部事項証明書等の写し（子が出産予定の場合は、母子健康手帳の写し）
- 戸籍の附票（発行後3カ月以内）等の写し
- 建物登記簿の全部事項証明書（発行後3カ月以内）
- 売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書等の写し
- その他町長が必要と認める書類

主な住宅要件

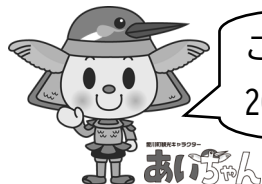
- 親・子・孫等の直系親族のいずれかの名義で町内に所有する住宅
 - 所有権保存登記又は所有者移転登記完了から1年以内の住宅
 - 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅
- ※ 戸建のほか、マンションも対象になります。

主な補助対象者要件

- 申請日以前1年以内に子または孫世代の生計維持者もしくはその配偶者が40歳未満である者が愛川町に転入し、申請日時点においても三世代で同居していること。
- 一時的同居を除き、申請日以前1年以上前に町内で補助対象者全員での三世代同居をしていないこと。
- 本町の町税を滞納していないこと。
- 過去にこの補助金を受けていないこと。

申請手続きの流れ

1. 審査
書類等により、要件適合の審査を行います。現地調査等をする場合があります。
 2. 交付決定
審査完了後、交付決定の通知を送付します。
 3. 請求
交付決定通知書送付時に請求書を同封しますので、記入、押印の上、提出ください。
 4. 振込
請求書を受領後、補助金を交付します。
- ※ 予算額に達した場合、受付を早期に終了する場合があります。



このチラシの有効期限は、
2027年3月31日まで！